平成30年5月臨時会

総務文教常任委員会

議案件名	承認第7号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分 について
概要	地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、一部の規定を除き、4月1日に施行されることに伴う所要の改正を行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年4月1日に専決処分を行ったもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*改修実演芸術施設(劇場、音楽堂等)に対する固定資産税の 減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について 新たに規定されたもので、バリアフリー法に基づき適用基準 に該当していれば、改修工事が完了した年の翌年度から2年 度分の固定資産税の3分の1に相当する金額が減額される。 *本市に対象施設はない。 *固定資産税(土地)の負担調整措置の現行の仕組みを3年延 長するもので、評価替えにより税負担が急増しないようにす るため、平成9年度から講じられている土地に係る負担調整 措置で、「平成27年度から平成29年度まで」とあった期間を 「平成30年度から平成32年度まで」と改正する。 *本市での影響額はほぼない。
討 論	討論なし

果

結

全員賛成で承認

平成30年5月臨時会

総務文教常任委員会

議案件名	承認第8号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する 専決処分について
概 要	地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、一部の規定を除き、4月1日に施行されることに伴う所要の改正を行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年4月1日に専決処分を行ったもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で承認

平成30年5月臨時会産業建設常任委員会

議案件名	議案第51号 平成30年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正
IIX 木 II II	予算(第1回)について
	今回の補正は、平成29年度の決算見込みについて、歳入が歳出に不足
	する見込みとなるため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、
概要	平成30年度の歳入を繰り上げてこれに充当するものである。予算総額に、
	歳入歳出それぞれ 12 億 7,000 万円を追加し、予算総額を 101 億 1,560 万
	8,000円とするものである。
	・「リース料の返還見込年度と内訳は」との問いに「返還終了予定は平成
	38 年度で、全て合併前からの繰り延べであり、現在残っているのは 8
	車8枠制を導入した際の機械リース料である」との答弁
	・「1号、2号交付金の内容は」との問いに「それぞれ目的や計算式が違っ
	ており、1号は機械工業振興補助金、2号は公益事業振興補助事業で全
	国からの申請により補助がされている」との答弁
	・「交付金猶予分が完済されたことにより、改めて他の債務の返済計画を
	出す予定はあるか」との問いに「今年度に入り、売上状況がよくなって
	いると捉えており、業界でも新たな取組をしていることなどから累積債
	務の返済計画は今年度中に改めて示したい」との答弁
	・「施設改善基金の目的は」との問いに「施設改修、例えば走路改修や建
	物等大きな工事関係にこの基金を取り崩して充当する。今後のことも考
	え、ある程度の額は維持していきたい」との答弁
	・「繰上充用額が毎年増加しているが、ピークはいつと考えているか」と
	の問いに「29 年度の決算見込みに対して行う繰上充用額がピークと捉
論点又は質疑	えてる」との答弁
によって明らか	・「売上向上の対策は」との問いに「いろいろな工夫等しているが、一番
になった事項	は民間ポータル、共用場外、サテライト、競輪の場外発売所の拡充。ま
	た、いろんな団体によるレース場の活用の増加などがある」との答弁。
	・「平成 29 年度の民間委託料が約 5 億 3,000 万円、収益保証が約 4,400
	万円であるのはなぜか」との問いに「契約はそれぞれ6億2,000万円、
	6,000万円だが、日本写真判定とは売上げに応じ、ある程度の収益を含
	め、決して赤字にならないような状況での精算と捉えて協議している」
	との答弁
	・「広大な駐車場は必要か」との問いに「必要・不必要な部分は現状を踏
	まえ整理していきたい」との答弁
	・「ファンの来場方法は把握しているか」との問いに「現在はほとんどが
	車での来場である」との答弁
	年くの未物である」との各弁 ・「ギャンブル依存症に対する対応は」との問いに「既に国や業界を含め、
	対策強化が図られている。本場でも相談窓口を設け、問い合わせ対応マ
	ニュアルを作成している。本人や家族から申告があった場合は、発売制
討論	限やネット投票では、アクセス制限など行っている」との答弁 なし
結果	
和 未	全員賛成で可決

平成30年5月臨時会

山口東京理科大学調査特別委員会

議案件名	承認第 9 号 山口東京理科大学薬学部増築工事 (A棟建築主体工事) 請負契約の一部変更に関する専決処分について
概要	工期の延長に伴い、共通仮設費等の諸経費が増額となり、請負契約の一部変更を行う必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 30 日付けで専決処分を行ったもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*変更前の契約金額 23 億 4,682 万 9,200 円を 1,556 万 2,800 円増額し、変更後の契約金額は 23 億 6,239 万 2,000 円 *増額の内訳は共通仮設費 245 万 365 円、現場管理費 1,209 万 182 円、一般管理費が 145 万 9,453 円で、合計 1,600 万円に消 費税を加算し落札率を乗じた 1,556 万 2,800 円 *完成検査は 5 月 15 日に実施、主な指摘事項はなし
討 論	討論なし
結 果	賛成多数で承認

平成30年5月臨時会

山口東京理科大学調査特別委員会

議案件名	承認第 10 号 山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B棟機械設備工事) 請負契約の一部変更に関する専決処分について
概 要	工期の延長に伴い、共通仮設費等の諸経費が増額となり、請負契約の一部変更を行う必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 30 日付けで専決処分を行ったもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*変更前の契約金額 14 億 839 万 5,600 円を 433 万 800 円増額し、変更後の契約金額は 14 億 1,272 万 6,400 円 *増額の内訳は共通仮設費、現場管理費、一般管理費等 500 万円。共通仮設費 53 万 3,600 円。現場管理費 433 万 8,512 円。一般管理費が 12 万 7,888 円。合計 500 万円。この 500 万円に落札率を掛けて、消費税を掛け、増額分が 433 万 800 円 *工期内に終われば、当然工期の延長がないので、この経費の増額はなかった
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で承認

平成30年5月臨時会

山口東京理科大学調査特別委員会

議案件名	承認第 11 号 山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B 棟電気設備工事) 請負契約の一部変更に関する専決処分について
概要	工期の延長に伴い、共通仮設費等の諸経費が増額となり、請負契約の一部変更を行う必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 30 日付けで専決処分を行ったもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*変更前の契約金額 8 億 48 万 5,200 円を 244 万 800 円増額 し、変更後の契約金額は 8 億 292 万 6,000 円 *共通仮設費 73 万 3,827 円、現場管理費 175 万 892 円、一般管 理費 21 万 5,281 円、合計で 270 万円。この 270 万円に落札率 を掛けて消費税を掛けたものが、今回の増額分である。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で承認

平成30年5月臨時会

山口東京理科大学調査特別委員会

議案件名	承認第 12 号 山口東京理科大学薬学部増築工事 (C棟建築主体工事) 請負契約の一部変更に関する専決処分について
概 要	工期の延長に伴い、共通仮設費等の諸経費が増額となり、請負契約の一部変更を行う必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 30 日付けで専決処分を行ったもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*変更前の契約金額 2 億 4,278 万 4,000 円を 4,258 万 9,800 円増額し、変更後の契約金額は 2 億 8,537 万 3,800 円 *設計図面にはあって見積積算資料から漏れていたもの 761 万 9,320 円、大学要望によるもの 924 万 5,120 円、研究機器の取付けに伴うもの 572 万 320 円、B棟とC棟の工事の持合いの見直しによるもの 177 万 6,800 円、共通仮設費、現場管理費、一般管理費 1,603 万 8,440 円。これらの経費を足したものに落札率を掛けて、消費税を掛けたものが、今回の増額分である。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で承認

平成30年5月臨時会

山口東京理科大学調査特別委員会

議案件名	承認第 13 号 山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B棟機械設備工事) 請負契約の一部変更に関する専決処分について
概要	資材等の数量の精算及びA棟に設置する実験排気装置の風量調整に関する総合調整業務の実施について業者及び大学と調整した結果、契約金額が減額となったので、当該工事に係る請負契約の一部変更を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年5月15日付けで専決処分を行ったもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*変更前の契約金額 14 億 1,272 万 6,400 円を 87 万 4,800 円 減額し、変更後の契約金額は 14 億 1,185 万 1,600 円 *資材等の数量の精査等が 5 月 11 日まで掛かり、それから業 務等の起工となり、仮契約を結ぶのが 5 月 14 日まで掛かっ たので、5 月 15 日付けの専決処分となった
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で承認